

季節労働者資格取得促進事業

指定教育訓練（運転免許・国家資格など）を受講される方には

受講経費の（印紙代・旅費などは除く）**60%**
限度額 200,000円を助成

- 大型、大型特殊、大型2種、けん引、普通2種、中型、中型2種、準中型免許
- 2級土木施工管理技士、2級建築士、クレーン・デリック運転士、ボイラー技士などの国家資格
- 車両系建設機械、フォークリフト、各種作業主任者などの技能講習
- 介護職員初任者研修、介護福祉士などの医療福祉資格



受講計画の承認・助成金交付について

- 必ず協議会で通年雇用化に向けた相談をしてから、教育訓練の受講を開始してください。
- 指定教育訓練の受講計画承認申請時には、教育機関の発行した受講料・受講日程が記載された受付表や受講のスケジュール表（時間割）が必要です。
- 助成金の交付申請期限は、資格取得後1ヶ月以内または令和8年3月13日のいずれか早い日とします。



特別教育・安全衛生教育を受講される方には

受講経費の**50%**限度額**30,000円を助成**
（印紙代・旅費などは除く）

- アーク溶接、ローラー、チェーンソー、フルハーネス型墜落制止用器具、粉じん作業などの特別教育
- 刈払機取扱作業、職長・安全衛生責任者、振動工具取扱などの安全衛生教育



出張講習（特別教育など）を受講される方には

受講経費の**全額**を助成 ※年に数回実施予定
（印紙代・旅費などは除く）

- 実施する講習科目や時期は、企業と季節労働者の要望、意見などを反映し開催